

四街道市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

こうつうあんぜん



千葉県の笑くぼ

四街道市

令和7年10月

四街道市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童等が被害者となる重大な交通事故が相次いで発生しました。

これらの事故を踏まえ、四街道市では、教育委員会をはじめ小学校、PTAのほか、地元自治会、道路管理者、交通防犯担当者、警察等の協力を得て、市内小学校が抽出した危険箇所について、通学路の緊急合同点検を行い、関係機関で点検結果に基づく対策を実施してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関との連携体制を構築し「四街道市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

令和3年6月、千葉県八街市で起きた通学路における痛ましい交通事故を受け、より一層の交通安全を確保するため、本プログラムに基づき緊急合同点検を行いました。

今後も本プログラムに基づき、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下の所属職員で構成する「通学路安全会議」を設置しました。

- ・四街道市教育委員会学務課
- ・四街道警察署交通課
- ・四街道市地域共創部くらし安全交通課
- ・四街道市都市部土木課
- ・四街道市都市部市街地整備課

(千葉県印旛土木事務所、国土交通省千葉国道事務所)

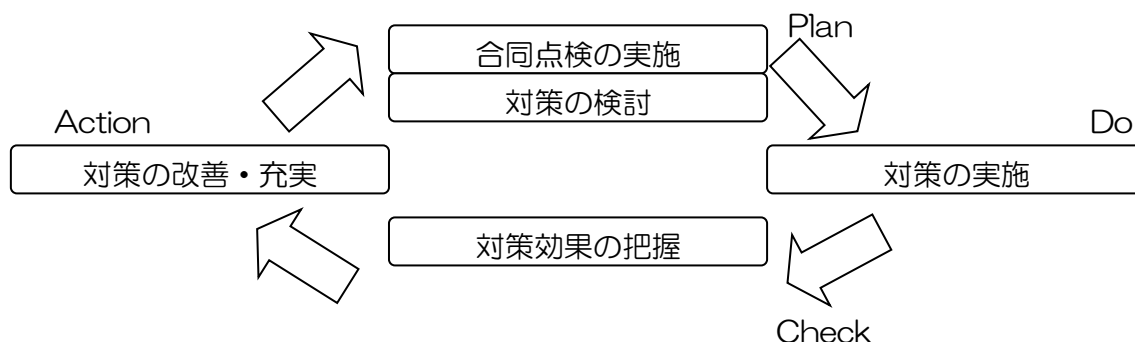
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取り組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

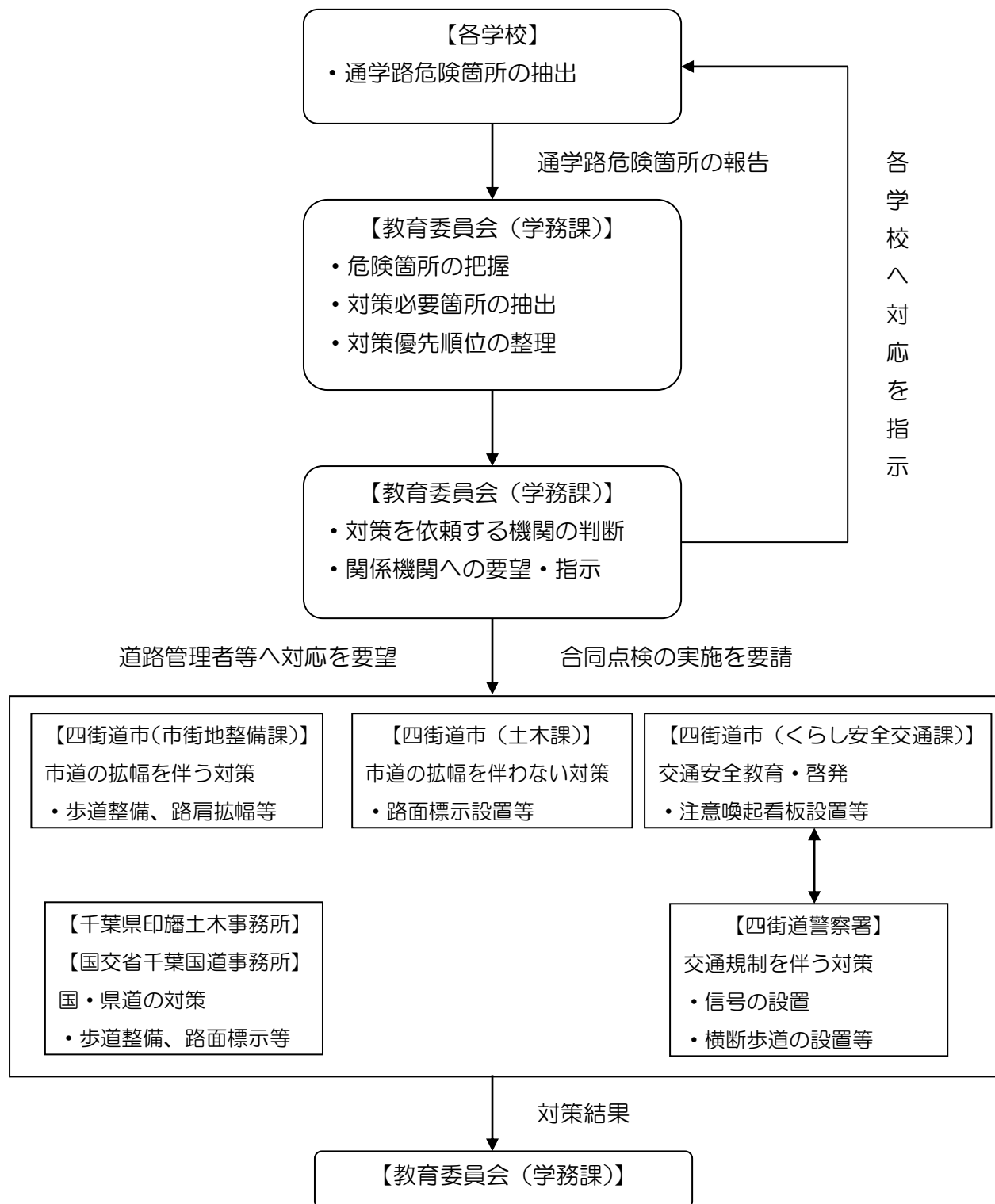
[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) プログラムの実施

本プログラムは、次の手順及び分担で実施します。

〔通学路交通安全プログラムの展開〕



(3) 定期的な合同点検

ア 市内小中学校は、毎年、保護者や地元自治会等の学校関係諸団体の協力を得ながら、通学路を点検し、その結果を所定の様式にまとめ、市教育委員会が別に定める期日までに市教育委員会学務課に報告します。

イ 市教育委員会学務課は、学校からの報告をもとに、対策必要箇所を抽出し、関係各課及び各機関と日程調整をした上で、連携して合同点検を実施します。

(4) 通学路安全会議の開催

合同点検の結果から明らかになった対策が必要な箇所について、学校からの安全対策要望も考慮しながら、具体的な対策を検討します。

→歩道整備や路面標示・注意喚起看板の設置のようなハード対策

→交通規制や登下校時の見守り活動のようなソフト対策

(5) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(6) 対策効果の把握

対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果を得ることができたか、また、児童生徒が安全になったと感じているのか等を確認するため、市教育委員会、小中学校及び関係各課は現地調査を行います。

(7) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を検討します。

4 点検結果及び対策案一覧の公表

小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために市教育委員会は小中学校ごとの「点検結果及び対策案」の一覧表を作成し、市ホームページで公表します。